



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 少子高齢化が止まりません。そのため、育児・介護休業法がまたまた改正されるようです。早めに対応したいので、詳しく教えてください。

A 少子高齢化対策として、子育てしやすい働き方を進め、介護による離職を防ぐために、育児・介護休業法が令和7年4月1日と令和7年10月1日の、2段階に分けて改正されます。今回は令和7年4月1日施行の(1)～(9)の概要をお知らせ致します。なお、(1)(2)(3)(4)(6)(9)は就業規則の変更が必要となります。

(1)子の看護休暇の見直し

- ・小学校就学の始期に達する前まで
⇒小学校3年生終了まで
- ・病気やけが、予防接種や健康診断
⇒感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式を追加
- ・労使協定により除外できる労働者から②を削除
 - ① 週の所定労働日数2日以下
 - ② 継続雇用期間6ヵ月未満
- ・名称の変更
子の看護休暇⇒子の看護等休暇

(2)所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

- ・3歳未満の子を養育する労働者
⇒小学校就学前の子を養育する労働者

(3)短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置に③のテレワークを追加

- ① 育児休業に関する制度に準ずる措置
- ② 始業時刻の変更等
- ③ テレワーク

(4)育児のためのテレワーク導入

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるようにする努力義務

(5)育児休業取得状況の公表義務適用拡大

- ・従業員数1,000人超⇒従業員数300人超

(6)介護休業を取得できる労働者の要件緩和

- ・労使協定により除外できる労働者から②を削除
 - ① 週の所定労働日数2日以下
 - ② 継続雇用期間6ヵ月未満

(7)介護離職防止のための雇用環境整備

- ①～④のいずれかの措置を講じなければならない
- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
 - ②介護休業・介護両立支援制度に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
 - ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
 - ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

(8)介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

1. 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

周知事項

- ①介護休業、介護両立支援制度等の制度の内容
- ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先
- ③介護休業給付金に関すること

2. 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

介護休業や介護両立支援等の理解を深めるため、①②のいずれかの時期に、事業主は以下の事項について情報提供しなければならない

[情報提供期間]

- ①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する1年間
- ②労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間

個別周知・意向確認の方法

- ①面談②書面交付③FAX④電子メール等のいずれか(③④は労働者が希望した場合のみ)

(9)介護のためのテレワーク導入

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるようにする努力義務

実施が難しいものもありますが、自社にはどのような方法が良いのか、お早目にご検討下さい。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980